

第16回 技術委員会（平成16年度第2回） 議事要旨案

・日時：平成16年7月26日（月）
第1部 14：00～15：00 第2部 15：00～17：00

・場所：虎ノ門パストラル会議室 ローレル（新館5F）

・出席者（敬称略・順不同）

第1部：

委員：大島、朝田、坪井、辻川、石崎、伊藤、伊橋、小泉、椎木、西本（代理：池田）、藤井（代理：井口）、井出、前田（代理：尾身）、片野、清木（代理：田口）

KHK：大角、岩崎、田邊、神門、松木、大内、難波、久本、松本、岡田、沼田、及川、長沼、吉村

傍聴：荒木（JLPA）、迫田（岩谷産業）

第2部：第1部出席者に加え

委員：加藤、功刀、安藤、遠藤、能重、満田、佐川、飯島（代理：川野）、井口（代理：三宅）、酒井（代理：小林）、平位、本田、渡辺

傍聴：須田（経済省保安課）

・配付資料

資料1 技術委員会委員名簿

資料2 第15回技術委員会議事録（案）

資料3 保安検査見直し検討委員会報告書

資料4 - 1 定期自主検査実施要領（コンビナート等保安規則関係）（案）

資料4 - 2 定期自主検査実施要領（一般高圧ガス保安規則関係）（案）

資料4 - 3 定期自主検査実施要領（液化石油ガス保安規則関係）（案）

資料4 - 4 定期自主検査実施要領（液化石油ガススタンド関係）（案）

資料4 - 5 定期自主検査実施要領（天然ガススタンド関係）（案）

資料4 - 6 定期自主検査実施要領（冷凍保安規則関係）（案）

資料5 - 1 保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）（案）

資料5 - 2 保安検査基準（一般高圧ガス保安規則関係）（案）

資料5 - 3 保安検査基準（液化石油ガス保安規則関係）（案）

資料5 - 4 保安検査基準（液化石油ガススタンド関係）（案）

資料5 - 5 保安検査基準（天然ガススタンド関係）（案）

資料5 - 6 保安検査基準（冷凍保安規則関係）（案）

資料6 - 1 保安検査基準イメージ（定期自主検査要領との相違点：代表箇所 コンビ則）

資料6 - 2 保安検査基準イメージ（定期自主検査要領との相違点：代表箇所 冷凍則）

資料7 - 1 現行保安検査の方法と保安検査基準案・定期自主検査実施要領案の対比（主な差異の概要：コンビ則の例）

資料7 - 2 現行保安検査の方法と保安検査基準案・定期自主検査実施要領案の対比（主な差異の概要：冷凍則）

資料8 各部会（一般ガス、化学・石油、冷凍）における投票結果

資料9 - 1 一般ガス、化学・石油部会後の見直し箇所について

資料9 - 2 冷凍部会後の見直し箇所について

参考1 技術基準策定プロセスの見直し等について

- パブリックコメントの実施等 -

- 参考2 保安検査基準及び定期自主検査実施要領の制定スケジュール等
参考3 平成16年度における書面投票の方法等について
投票用紙

・議事概要

<第1部>

1. 挨拶

大角会長挨拶

お忙しいところありがとうございます。

KHKにおいては、定期自主検査及び保安検査に関し、これを近代的なものとして約1年間勉強してきました。結果として定期自主検査実施要領案及び保安検査基準案をKHK基準として取りまとめました。また、保安検査の方法として民間基準を採用することとし、告示においてKHK基準を指定する旨、国において検討が進んでおります。前回の委員会においては、この様な背景を踏まえ、KHK基準作成プロセスの見直しについて説明し了承いただきました。その後、平成16年度の暫定的なプロセスに基づき、部会において基準案の制定について書面投票を実施し可決されました。

そこで、第1部では、液化石油ガス部会、容器部会及び機器・材料部会の方々にこれまでの経緯や要領案及び基準案等について説明いたします。その後、第2部では、技術委員会としての今後の手続きについて説明、審議いただくこととします。

大島委員長挨拶

お忙しいところありがとうございます。

大角会長の挨拶にもあったように、本日の技術委員会は1部・2部に分けて開催いたします。第1部では、定期自主検査実施要領及び保安検査基準の両案について、液化石油ガス部会、容器部会及び機器・材料部会所属委員を対象に説明することとします。

なお、本委員会及び本委員会議事録は原則公開である旨申し添えます。

2. 議事(1)保安検査見直し検討委員会報告書 概要説明
事務局より資料3に基づき説明があった。

3. 議事(2)定期自主検査実施要領(案)及び保安検査基準(案)概要説明
事務局より資料6-1及び6-2に基づき、定期自主検査実施要領案及び保安検査基準案の相違点について説明し、両者がほぼ同様のものであることを理解いただいた上で、資料7-1(冷凍則以外)及び資料7-2(冷凍則関係)に基づき、現行の保安検査方法からの見直し点等について説明があった。
説明後、特に質疑等はなく内容について理解いただき、第1部は終了した。

<第2部>

1. 挨拶等

事務局より資料1委員名簿に基づき、新任委員の紹介があった。

大角会長挨拶

本日の委員会での審議事項は3件であります。

1番目としまして、KHKにおいて作成した定期自主検査実施要領案及び保安検査基準案について、一般ガス、化学・石油、冷凍空調の各部会において書面投票を実施、可決されましたので投票結果の詳細についてまず報告いたします。

2番目としまして、部会にて可決された内容から事務局にて更に精査した結果、内容に一部修正等すべき点が見つかりました。これは、中身の変更を伴うものでなく、省令での表現と整合させる等のものであります。よって、これらの修正につき部会にて再度審議いただく必要はないものと事務局としては考え、本日この場で説明し、了承願いたいと考えております。

最後に、定期自主検査実施要領案及び保安検査基準案について、技術委員会としてパブリックコメントにかけることにつき審議いただくこととします。

大島委員長挨拶

大角会長の挨拶にありましたように、本日の技術委員会では3件につき審議願います。技術基準の策定につき、新しい手続き方法にて進めるべく審議いただくこととなりますのでよろしく願いいたします。

2. 前回議事確認

資料2の前回議事録案につき、各委員で通読の上、訂正の必要があれば、本日中午に事務局に申し出ることとし、訂正提案がなければ議事録案を承認することとした。

3. 技術基準策定プロセスについて

事務局より参考資料1～3に基づき説明があった後、大島委員長から以下の補足説明があった。

説明のプロセスは、平成16年度に限定したものであり、平成17年度からは組織の見直しも含めた新たなプロセスとなる。本年度は過渡的なものとなるが、公正、公平、公開の方針の下で行うものである。

4. 議題(1)各部会における投票結果について

事務局より資料8に基づき、各部会の投票結果について説明があった。

5. 議題(2)各部会後の見直しについて

事務局より資料9-1及び9-2に基づき説明があった後、以下の意見交換等があった。

“図面”に定義はあるのか。

特に定義はない。一般論として想定される範囲のものと考えている。

変更があれば、図面等が残るということか。

そのとおり。記録が残る。変更があったかないかは記録の有無で確認ができる。

NDIにつき試験方法を明示しているが、限定をした理由は。例えばAE等も

あるのではないか。

開放検査時の手法として通常用いられているものを列挙した。これら以外の補足的な手法は特に列挙する必要はないと考えている。

現在の告示ではMT、PTに限定されている。これよりは幅広くした。AEについても検討はしたが、保安検査時の非破壊検査手法としては実態上用いられていないとのことで外した。

高温劣化や浸炭の問題等については硬度試験が有効である。

全て記述しようとするときりが無い。現在より幅広くしたつもりであるが、最新の技術や補足的な検査手法は盛り込んでいない。意見があれば検討することとしたい。

資料9 - 1及び9 - 2の見直し内容については、資料4 - 1 ~ 6及び資料5 - 1 ~ 6には反映されているのか。

資料9 - 1及び9 - 2は、内容の修正提案であり、委員の了解を得る必要があるので、現時点では反映させていないが、本日了解が得られれば、修正提案を反映させたものを投票にかけたい。

以上の意見交換等があった後、大島委員長から次の2点の審議が提案された。

資料9 - 1及び9 - 2の見直し内容は省令等との整合性を図るものであり、部会にて認められた内容を逸脱するものではないと思われる。この見直し内容も含め、部会での投票・議決が有効と認めていただけるかどうか。

の了解が得られれば、技術委員会としての書面投票につき了解いただけるか。

大島委員長の提案について出席委員の反対はなく、全員の了解が得られた。

6 . 議題(3)書面投票の実施について

事務局より配布の投票用紙に基づき、書面投票の方法等の説明があった後、以下の意見交換等があった。

投票用紙の1枚目も投票するのか。

投票願いたい。

資料9 - 1及び9 - 2の修正点の反映はいつの時点で行うのか。

修正点は本日も了承いただいたので、書面投票に当たっては修正箇所を織り込んで読んで欲しい。なお、パブリックコメント時に示す案には修正箇所を織り込んだものとする。

投票における案件は、資料4 - 1 ~ 6及び資料5 - 1 ~ 6に加え、資料9 - 1及び9 - 2を含んで投票することと考えればよいか。

そのように考えて欲しい。

パブリックコメントはどのように行うのか。また、意見は誰でも提出できるのか。

技術委員長名にて、KHKホームページ上で公開する。意見は誰でも提出でき

る。

技術委員会での投票結果の各委員への通知方法は。

可決されれば次回委員会（8月12日予定）が中止となるので、委員会中止の案内と同時に投票結果も通知することとする。反対票が1票でもあれば、対応等につき委員会を開催するので、その場で通知することとなる。

7. 次回委員会について

日時：平成16年8月12日（木） 14：00～

場所：高圧ガス保安協会第2・3会議室（7F）

なお、書面投票の結果、可決された場合には中止とする。

以上